

○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

（注）1 税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

2 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです。

都道府県	内部事務のセンター化の対象署	業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本国税局業務センター	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター ※大分事務室及び宮崎事務室は、申告書、申請書等の郵送先ではありません。
大分県	大分、中津、日田、佐伯、宇佐	熊本国税局業務センター大分事務室	
宮崎県	宮崎、延岡、日南、小林	熊本国税局業務センター宮崎事務室	
鹿児島県	鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	熊本国税局業務センター鹿児島事務室	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号 熊本国税局業務センター鹿児島事務室

詳しくは、熊本国税局ホームページ（
 [熊本国税局](#)
[検索](#)
 ）をご覧ください。

国税だより（令和7年9月発行分）

○ 税務行政のDXについて

国税当局では、税務行政のあるべき姿の実現に向けて、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化促進」の3つの柱を基に、税務行政のDXに取り組んでいくこととしています。

例えば、納税者の皆様が、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境の構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じることで、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。

e-Taxのご利用（マイナポータルと連携した申告書等の入力・作成、電子納税証明書の請求・受取、法人税申告の添付書類を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）など）やキャッシュレスによる納付手続、オンラインによる税務相談など、税務署に出向くことなく手続きができるツールのご活用をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ（<https://www.nta.go.jp> 又は 国税庁 検索）にある「税務行政のDX」をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

○ e-Taxのご利用について

e-Taxを利用することにより、税務署に出向くことなく、様々な手続きが可能となります。

（例）インターネットを利用して所得税、消費税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続、税金の納付（ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用した全ての税目）

◇ 所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。）。

◇ 自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。

◇ e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価です（電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。）。

また、スマホやタブレット端末からでも納税証明書の交付請求が行えます（税務署窓口で受け取れます。）。

◇ 書面又はe-Taxにより提出した所得税の確定申告書等について、パソコン・スマートフォン等からマイナンバーカードを使って、PDFファイルを取得する「申告書等情報取得サービス」が利用できます。

（手数料はかかりません）

なお、令和7年度は、多くの方のマイナンバーカードと電子証明書の有効期限到来による更新が見込まれています。

有効期限を過ぎると、上記手続のほか、各種税務手続きや行政手続きなどに影響するため、忘れずに更新手続きをしていただきますようお願いいたします。

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp> 又は e-Tax 検索）をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

国税だより（令和7年9月発行分）

○ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページをご利用ください。

⇒ チャットボット（ふたば）に質問する

所得税の確定申告、消費税の確定申告・インボイス制度のご相談に対応しています。

国税庁 チャットボット	検索
-------------	----

⇒タックスアンサーを利用する

よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

国税庁 タックスアンサー	検索
--------------	----

○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ

0 5 7 0 - 0 0 - 5 9 0 1 ^{コ ク ゼ イ}（全国一律料金）

受付時間 平日8：30～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※税務署で面接によるご相談を希望される場合は、事前予約が必要です。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

○ キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、税務署の窓口に行く必要がない「キャッシュレス納付」が大変便利です。

納 税 手 続	概 要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。 ※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	e-Taxを経由して「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

国税だより（令和7年9月発行分）

○ 契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税がかかるものがあります。

印紙税がかかる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、20種類に分類されています。

印紙税は、印紙税のかかる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパンフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税がかかるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

- 1 覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
- 2 申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税がかかる場合があります。
- 3 仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税がかかります。
- 4 レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税がかかります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧ください、個別のご相談は最寄りの税務署に電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、その文書をご持参ください。